

4吹学保第651号
令和4年7月20日
(2022年)

With コロナの学校運営を考える市民の会

岡野 紗也 様
竹谷 理子 様
中西 勇太 様

吹田市教育委員会教育長 西川 俊孝
(公印省略)

吹田市内の学校と園における感染症対策見直しを求める要望書
について (回答)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は本市教育行政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年7月6日付けで受付いたしました要望書のうち、市長部局が所管しております内容がございますことから、市長部局に確認いたしました内容もあわせて、下記のとおり回答させていただきます。

記

- 1 濃厚接触者の特定について、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」(厚生労働省令和4年3月16日付け事務連絡関係)【再周知・対応依頼】に記されている通り、一律にマスクを着用していないことをもって特定しないよう各校と園に周知を強くお願いします。

(回答) 学校における濃厚接触者については、教育委員会が特定しており、国からの通知に基づき一律にマスクを着用していないことだけで濃厚接触者と特定しないことについて、各学校に対して周知に努めております。

(担当：保健給食室)

(回答) 「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」(厚生労働省令和4年3月16日付け事務連絡関係) より、

「マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断いただきたいこと。」の旨を各園に周知しています。

(担当：保育幼稚園室)

- 2 児童生徒のお弁当・給食時の会話について、「学校における新型コロナウイ

ルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)に明記されている内容に沿って実施するよう、学校と園に対し周知するよう強くお願いします。

(回答) 国のマニュアルでは、ご指摘の記載となっておりますが、大阪府の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」においては、学校給食時は、感染リスクが高い活動であり、「会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要」とされています。

本市におきましては、依然として、児童・生徒の感染者が日々確認されています。そうした状況を踏まえ、現在、大阪府のマニュアルに沿って黙食を徹底しているところです。

今後の児童生徒の給食時の会話等の制限につきましては、大阪府の動向を踏まえて対応してまいります。

(担当：保健給食室)

(回答) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省 令和4年5月24日付け)より

園児が給食・弁当を食べる際には、席の配置(1人用の机を利用したり、複数人用の机に1人・2人ずつ座ったりする等)を工夫する、パーテーションを設置するなど、飛沫対策を行うよう周知しています。

(担当：保育幼稚園室)

3 学校と園における子供のマスクの着用について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」(文部科学省令和4年度5月24日付)及び「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(文部科学省令和4年度6月10日付)に準じて実施するよう各学校と園に周知をお願いいたします。

(回答) 児童生徒のマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」(文部科学省令和4年度5月24日付)及び「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(文部科学省令和4年度6月10日付)に準じて熱中症を優先し、対応するよう各学校に対して、周知・指導しております。

(担当：保健給食室)

(回答) 「マスクの着用の考え方及び就学前児の取り扱いについて」(厚生労働省子ども家庭局 令和4年5月20日付け)、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る Q&A について(第15報)」(厚生労働省子ども家庭局 令和4年5月25日付け)及び「小児の新型コロナウイルス

ルス感染症対応について」(厚生労働省子ども家庭局令和4年6月20日付け)より、

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染症が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる。」旨を各園に周知しています。

(担当：保育幼稚園室)

- 4 マスク着用による健康被害や命の危険が懸念される場合は、「安全確保義務」として教職員はその危険性を現場にて児童生徒に説明し、保護者には教育委員会よりプリント配布等で情報を発信し、事故や被害を未然に防ぐ指導をお願いします。

(回答) 児童生徒のマスクの着用については、上記3の回答と同様に国のマニュアルや通知等に準じて対応しており、引き続き国のマニュアルや通知に沿って対応してまいります。

(担当：保健給食室)

- 5 マスクの有無が原因でイジメや学校と園に行きづらい状況を作らないよう、教育委員会より各学校と園関係者に周知し、学校と園より園児・児童・生徒・保護者にも十分に周知することを求めます。

(回答) 児童・生徒のマスク着用については、各学校に対して、発達段階や健康面等の個別の事情を配慮するように伝えており、そのうえで、マスクの着脱が理由で児童・生徒への偏見や差別が生じないように指導しております。また、児童・生徒・保護者に対しても、各学校より同内容の周知に努めております。

(担当：学校教育室)

(回答) マスクが必要な理由や取り扱い方について、園児にも丁寧に説明するよう周知しています。

(担当：保育幼稚園室)

- 6 児童生徒および保護者が、各自責任と判断で登校を決めることが可能なハイブリッド授業(オンラインとオフライン授業の同時実施等)の早急な実現をお願いします。

(回答) 本市では、令和3年9月以降、感染症に対する不安から登校を控える児童・生徒に対しては、保護者と連携を図りながら、学習プリントの活用やオンラインでの授業配信等、当該児童・生徒にとって適切な方法で学習支援を行うよう各学校に対して指導しております。

(担当：学校教育室)

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

吹田市教育委員会 学校教育部

保健給食室（さんくす 3 番館 4 階）

〒564-0027 吹田市朝日町 3 番 411 号

電話番号 06-6155-8152 (直通)

FAX 番号 06-6383-6017

メールアドレス：gaku-hoken@city.suita.osaka.jp

吹田市教育委員会 学校教育室（さんくす 3 番館 4 階）

〒564-0027 吹田市朝日町 3 番 415 号

電話番号 06-6155-8207

FAX 番号 06-6155-8872

メールアドレス：kyo_sido@city.suita.osaka.jp

平日 9:00～17:30（土・日・祝日は休み）

市長部局 児童部保育幼稚園室（吹田市役所 2 階）

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話番号 06-6384-1568 (直通)

FAX 番号 06-6384-2105

メールアドレス：youchien@city.suita.osaka.jp

平日 9:00～17:30（土・日・祝日は休み）